

熊本市道路個別施設長寿命化修繕計画改訂業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. 本特記仕様書は、「熊本市道路個別施設長寿命化修繕計画改訂業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。
2. 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、以下の基準等に準拠して実施するものとする。

1) 熊本市設計業務等共通仕様書	令和6年10月	熊本市
2) 熊本市橋梁長寿命化修繕計画	令和5年3月（令和7年1月更新）	熊本市
3) 熊本市トンネル長寿命化修繕計画	令和5年3月（令和7年1月更新）	熊本市
4) 熊本市大型カルバート長寿命化修繕計画	令和5年3月（令和7年1月更新）	熊本市
5) 熊本市横断歩道橋長寿命化修繕計画	令和5年3月（令和7年1月更新）	熊本市
6) 熊本市道路標識長寿命化修繕計画	令和5年3月（令和7年1月更新）	熊本市
7) その他本業務に関連する基準等		

第2条 目的

熊本市が管理する道路施設（橋梁、横断歩道橋、トンネル、大型カルバート、道路標識）に係る熊本市個別施設長寿命化修繕計画（以下、既定計画）について、集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の見直しを行う。また、本市がこれまで行ってきた点検結果や修繕実績等をもとに、予防保全の具体的な対策方法を加え、課題の整理や対策、修繕計画の見直しを行う。

第3条 打合せ協議

打合せ回数は、原則として初回（業務着手時）、中間2回、及び最終（成果品納入時）の計4回とする。打ち合わせを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとし、その結果は、受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互確認しなければならない。

第4条 成果品

- ・業務報告書製本版（A4、ドッジファイル、製本）：1部
- ・業務報告書電子データ（CD-R もしくは DVD-R、ラベル印刷）：2部

※「XROAD（全国道路施設点検データベース）」に老朽化対策に関する調査項目を保存すること。なお、保存するデータの内容については、調査職員の指示に従うこと。

・その他、調査職員の指示するもの

：適宜

第5条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者協力のもと取り組むものとする。

第2章 業務内容

第6条 計画準備

業務の実施に先立ち、業務概要、実施方針及び業務工程表等を記載した業務計画を作成するものとし、業務計画書は調査職員からの承諾を得るものとする。なお、実施方針については、集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標の算定方法やコスト縮減効果の見直し方法及び予防保全を加えた修繕計画の見直し等について、詳細に記載するものとする。

第7条 計画の策定

(1) 課題抽出

既存計画について評価を行い、課題を抽出すること。抽出した課題については、解決案を協議した上で、計画を策定すること。

(2) 実施プロセス検討

集約・撤去の候補施設を抽出するための利用状況等を客観的に把握するため、既存の個別施設計画バックデータ（ロングリスト等）や道路地図等を活用し、道路施設の規模や跨道橋、跨線橋及び通行交通量、孤立化集落有無（迂回路有無）等から各施設の位置付けを体系的に整理した上で、重要度を明確にすること。

(3) 施設抽出

重要度別に要求性能を設定し、要求性能を満たしていない施設を集約・撤去候補を抽出。道路施設毎に、部材、対策状況、機能改善の必要有無等の評価指標を設定し、集約・撤去対象施設を抽出すること。

また、集約・撤去対象施設について、集約・撤去を実施した場合と継続利用した場合（または更新した場合）の概算費用の比較とコスト縮減効果を試算すること。

集約・撤去費を計画的に確保するため、すぐに撤去はせず延命化を行い、然るべき時期に撤去を行う等の対応も検討すること。加えて、迂回損失等を試算した上で正負両面から検討した上で縮減効果を整理すること。

集約・撤去に係る住民及び関係機関等との協議事項に係る議論のポイントを捉えるため、「道路橋の集約・撤去事例集（国土交通省 R7.3）」を活用し、利用者・住民との合意形成事例を参考に、各施設のある路線や沿道状況等を踏まえ、合意形成プロセス、対象者（住民、

事業者、行政機関等)、調整方法、反対意見などを整理すること。

第8条 報告書作成

報告書としてとりまとめを行うこと。

第9条 その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、業務を実施しなければならない。
- (2) 成果品の所有権及びすべての著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めるものとする。
その際、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。

第10条 履行報告

受託者は提出した工程表に基づく業務の進捗状況を記録し、毎月末（月末が祝日の場合は翌月初日）に、当月の進捗状況及び翌月の計画を委託者に報告すること。その他調査職員が必要と認めた場合、早急に進捗状況を報告すること。